

リフト10^{テン} FJ100

取扱説明書



ご愛用者の皆様へ

このたびはビシャモンのリフト 10 FJ100 をお買い上げいただきましてありがとうございます。
ご使用になる前に必ずこの説明書をお読みいただき、十分に納得された上でご使用ください。
なお、この説明書は大切に保管していただき、万一紛失された場合は速やかにご請求ください。
取扱説明書が現品と異なる場合は、お買い上げいただいた販売会社までご請求ください。

保守点検管理のお願い

リフトによる安全な作業を行うために、また、リフトの十分なる機能を維持するために、定期的な保守点検の実施をお願い致します。




まえがき

このたびはビシャモンのリフトテン FJ100 をお買い上げいただきましてありがとうございます。
ご使用になる前に必ずこの説明書を熟読いただき、十分に納得された上でご使用ください。説明書中の注意事項および使用方法等をよく読んでご使用いただかないと、十分な能力を発揮できないばかりか車の落下や人身事故につながることになりかねませんので、十分熟知していただき、正しくご使用ください。改良のため、この取扱説明書の内容とお買い上げいただいた製品の仕様とが異なる場合があります。製品や取扱説明書について質問がある場合は、お買い上げいただいた販売会社まで遠慮なくお問い合わせください。

なお、この取扱説明書は大切に保管していただき、万一紛失された場合は速やかに請求してください。また、製品に貼り付けてある警告シール等がはがれた場合には、販売会社にてお求めください。

用語および記号の説明

この取扱説明書では「危険」「警告」「注意」について次のような定義と警告表示を使用しています。警告表示は安全作業のために重要な事柄です。人身事故や財物損害防止のため重要な事柄が記載されていますので、必ずよく理解してからご使用ください。

-  **危険** 取り扱いを誤った場合に使用者等が死亡、または重傷を負う危険性が切迫して生じることが想定される場合。
-  **警告** 取り扱いを誤った場合に使用者等が死亡、または重傷を負う可能性が想定される場合。
-  **注意** 取り扱いを誤った場合に使用者が傷害を負う可能性が想定される場合、および物的な損害の発生が想定される場合。

目次

| | |
|--------------------|----|
| 目次 | 2 |
| 1 使用目的 | 3 |
| 2 危険・警告・注意事項 | 3 |
| 2-1 一般的な安全遵守事項 | 3 |
| 2-2 使用上の注意 | 3 |
| 3 警告シール等の種類と貼付位置 | 6 |
| 4 機械の構成と各部の名称 | 6 |
| 5 各装置の機能および使い方 | 7 |
| 6 作動原理 | 9 |
| 7 安全装置 | 9 |
| 8 始業点検 | 10 |
| 9 使用方法 | 11 |
| 9-1 使用準備 | 11 |
| 9-2 リフティングポイントの選定 | 12 |
| 9-3 上昇操作 | 13 |
| 9-4 下降操作 | 14 |
| 9-5 退去 | 14 |
| 10 作業終了後の清掃 | 14 |
| 11 保守点検 | 15 |
| 12 故障と処理 | 17 |
| 13 仕様 | 19 |
| 14 エアー・油圧回路図 | 20 |
| 15 設置（据付）および移設について | 20 |
| 16 廃棄について | 20 |
| 17 商品保証規定 | 21 |
| 18 アフターサービスについて | 22 |

1 使用目的

本製品は、中型車、大型車の下廻り・足廻り作業を行うためのリフトです。

2 危険・警告・注意事項

リフト 10 をご使用いただく上で的人身事故や自動車の損傷を防止するための重要な事柄が記載されていますので、必ずよく読み、よく理解してから使用してください。

2-1 一般的な安全遵守事項

1. 取扱説明書をよく読み、よく理解してから使用してください。
2. このリフトは、使用方法を熟知した人以外は使用しないでください。
3. 始業点検および保守点検は、取扱説明書の本文に従って必ず実施してください。
4. 運転時に異音発生等、普段と異なる状態のときはリフトの使用を禁止し、お買い上げいただいた販売会社に連絡して点検を受けてください。
5. このリフトを自動車整備以外の目的に使用しないでください。
6. 警告シールを取り外したり、改変したりしないでください。

2-2 使用上の注意

※ 絵表示の絵の背後に描かれている図記号は次のような意味があります。






してはいけない
特定の行為



しなくてはならない
特定の行為



取り扱いの誤りによって発生
する可能性のある警告注意

|  危険 | |
|---|--|
|  | <p>操作中は、絶対に自動車の下方に立ち入らないこと。</p> <p>*死亡または重傷の危険があります。</p> |
|  | <p>車が落下しそうな時は、支えないで、リフトから逃げること。</p> <p>*車の下敷きになり、死亡または、重傷の危険があります。</p> |

警告



操作は、操作方法を熟知した人以外は、使用禁止。

* 誤った操作方法が原因で思わぬ事故が発生します。



受台はセット可能な十分強度のある平らな場所で使用。

* 正しく当てられていないと受台が外れて車が落下する危険があります。



純正アタッチメント以外の使用禁止。

* 昇降中または作業中の振動でカイモノが外れ、車の落下のおそれがあります



極端な偏荷重での使用厳禁。車の傾きにも要注意。

* 昇降中または作業中の振動や部品の脱着で、車の落下の危険あり。



下降時には受台の下方に足を出さないように要注意。

* 挟まれて大ケガをします。



平坦で且つ強固な床面で使用すること。

* リフトの安定性を欠き、車が落下する危険があります。



安全装置の改造は絶対禁止。

* 万一の時に、安全装置が作動しないで重大な被害が発生します。



上昇後、作業中は車輪の前後に車止めを使用すること。

* 車が移動して受台のセットが外れ、車が落下する危険があります。

⚠ 注意

取扱説明書をよく読んで理解してからご使用ください。

<操作準備>

- 本機は自動車の整備用リフトです。本来の目的以外には使用しないでください。
- リフトの操作は操作方法を訓練され、熟知した作業者に限定してください。
- 最大能力以上の車を上げないでください。最大能力は 10 トンです。

<上昇・下降操作>

- 床面は 15 トン以上の荷重を支えることができることを確認してください。
- リフト操作時には常に車やリフト周辺の状態に注意し、脇見をしながら操作しないでください。重大な事故につながるおそれがあります。
- 受台アタッチメントに泥や油が付着していないかを確認してください。
- 荷物や人を乗せたまま車を上昇させないでください。
- 上昇時は受台アタッチメントが当たった時点で一度停止させ受台アタッチメントが正しく当てられていることを確認してから再度上昇させてください。
- リフト上昇時には車が前後に移動するためサイドブレーキは必ず外した状態にしてください。
- 上昇中、降下止めツメが確実に作動しているか確認してください。正常に作動しない場合にはリフトを使用しないでください。
- 作業前に左右の降下止めツメが「入り」の状態になっていることを確認してから作業に入ってください。また、降下止めツメが「入り」の状態です下降操作をしてシリンダー内の油圧が抜けた状態での使用はやめてください。
- 下降は、急降下させないでください。

<作業中>

- 作業員以外はリフトの付近に立ち入らせないでください。
- 車を上昇させて作業員不在のまま長時間放置しないでください。
- 使用中や点検中に異常を発見した場合には直ちに使用を中止して異常部分の修理をしてください。

- 作業終了後はリフトを最下降位置まで下げて、電源を切っておいてください。

**このリフトは耐水仕様にはなっておりません。
洗車や湿気の多い場所では使用しないでください。**

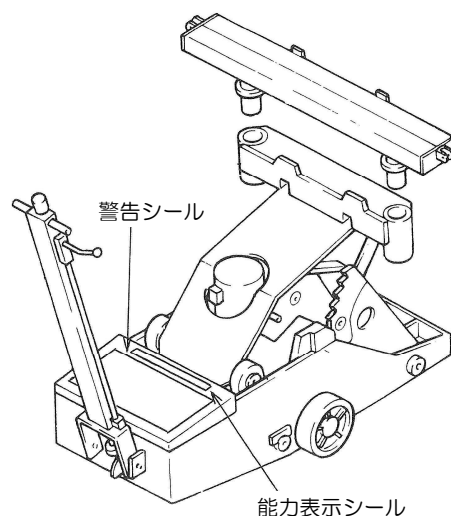
3 警告シール等の種類と貼付位置

リフトの操作を行う時は、取扱説明書に指示されている安全に関する注意事項をすべて遵守してください。右記のように警告シールが貼ってありますので、よく確認しておいてください。

能力シール

Cap・10,000kg (22,000lbs.)

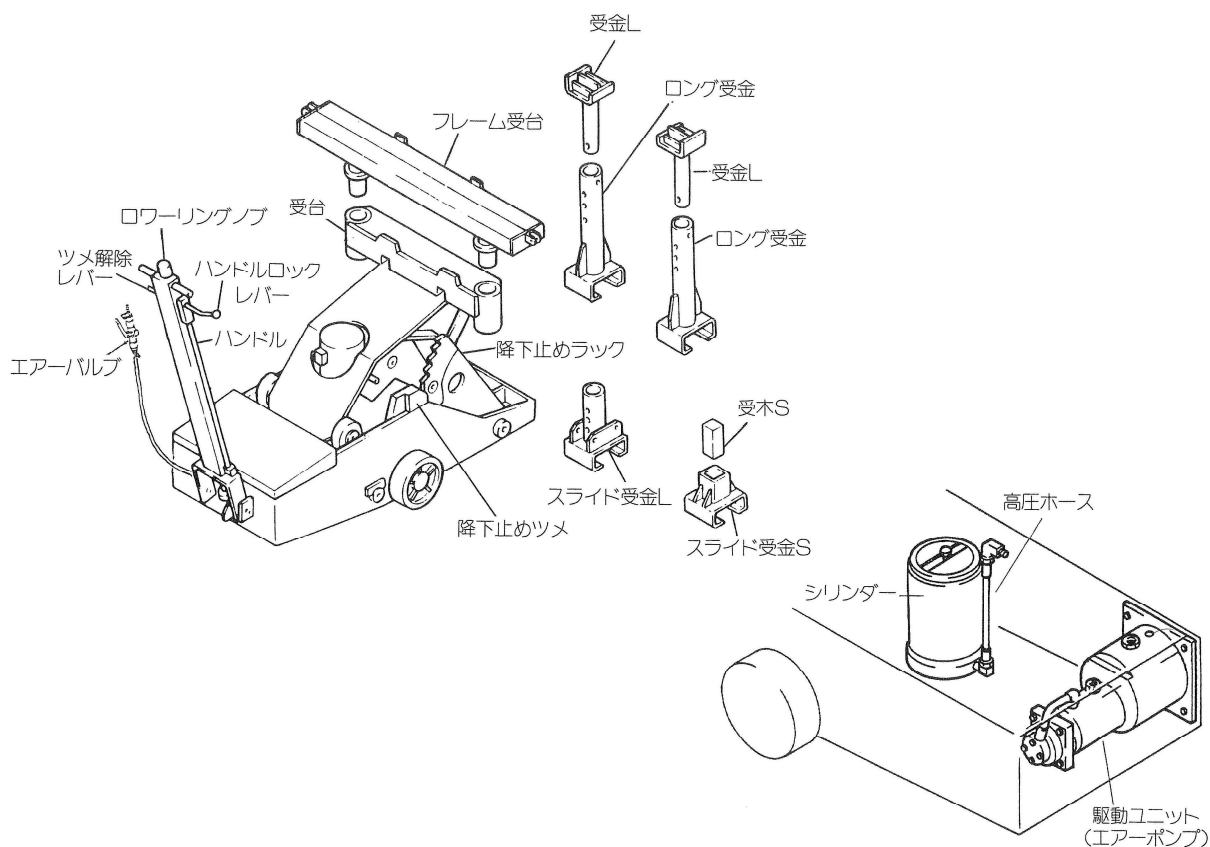
最大能力を示します。
荷重は能力以内としてください。



⚠ 注意

* 警告シールは大切に扱っていただき、剥がれたり汚損した場合は速やかに購入して正しく貼付してください。

4 機械の構成と各部の名称

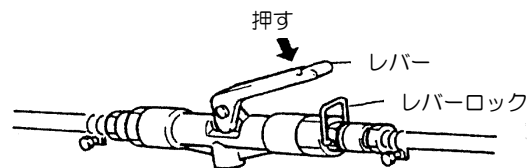


5 各装置の機能および使い方

エアバルブ

リフト駆動源となるエアの供給を ON、OFF させるバルブです。

レバーを押すと、駆動ユニット（エアポンプ）にエアが供給されます。レバーロックを使用するとレバーを押えていなくてもエアが供給され続けます。



⚠ 注意

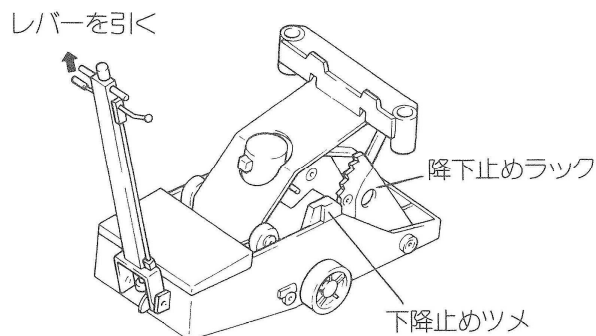
- * リフトに供給するエアは 0.6~1.0MPa に減圧された清純なものとしてください。またコンプレッサー側の配管出口にはエアフィルターとオイルを取り付けてください。

ツメ解除レバー

降下止め装置（ツメ）を解除させるレバーです。受台を下降させる時、レバーを引いて降下止め装置（ツメ）を降下止めラックから解除します。

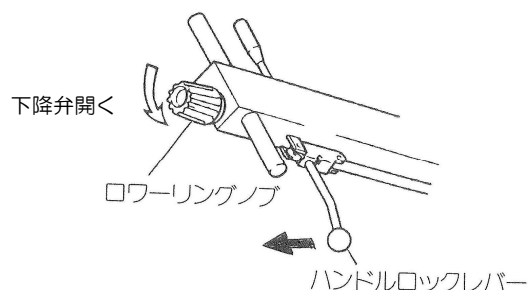
レバーを引いても降下止め装置（ツメ）が解除できない時は、受台を少し上昇させてからレバーを引いてください。

受台が最下降位置になると、レバーが自動的に戻されるようになっています。



ローリングノブ

リフトを下降させるノブです。ノブを左へゆっくり回すと受台が下降します。上昇させる時は、ノブをしっかりと右へ回します。

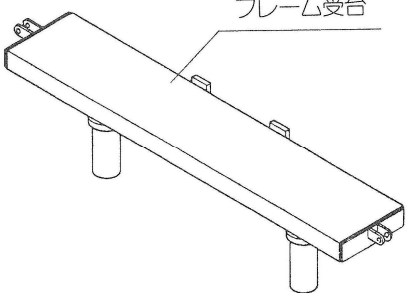
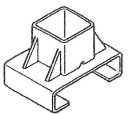



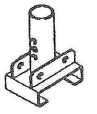
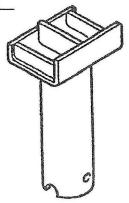
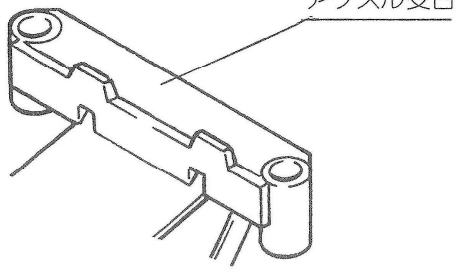
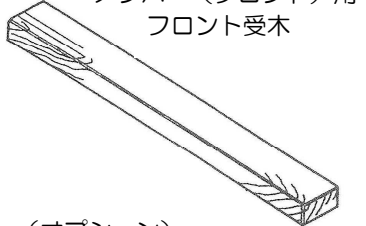


ハンドルロックレバー

ハンドル角度を帰る時に使用するレバーです。

レバーを引くことによってハンドルロックがフリーになります。希望の角度にしたところでレバーを戻すと、ハンドルはロック状態となります。

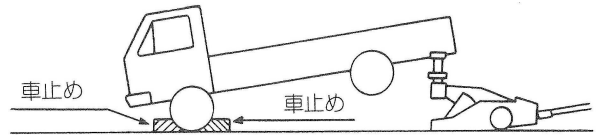
受台・受金・アタッチメント

| | | | | |
|-------------|--|-------|--|--|
| フレーム用 |  フレーム受台 1個/台 | フロント用 | スライド受金S  2個/台 | 受木L (オプション) 高 2個/台  受木S 低 2個/台  |
| | | リヤ用 | ロング受金  2個/台 スライド受金L  2個/台 | 受金L  2個/台 |
| アクスル用・メンバー用 |  アクスル受台  メンバー(フロント)用 フロント受木 (オプション) | | | |

| | |
|---------|--|
| フレーム受台 | フロントフレーム、リヤフレームを支持してリフトアップする場合に使用します。リフティングポイントにふさわしい受金を選択し、フレーム受台にセットします。 |
| 受台 | フロントアクスルを支持してリフトアップする場合に使用します。 |
| スライド受台S | フロントフレームを支持してリフトアップする場合に受木 S、または受木L (オプション) をセットして使用します。リフトアップする車のリフティングポイントに合わせてフレーム受台上をスライドさせて使用します。 |
| ロング受金 | リヤフレームを支持してリフトアップする場合に、受金L をセットして使用します。 |
| スライド受金L | それぞれリフトアップする車のリフティングポイントの高さに応じて受金Lの高さを4段階に調節可能です。スライド受金S同様、リフティングポイントに合わせてフレーム受台上をスライドさせて使用します。 |
| 受木 S | フロントフレームを支持してリフトアップする場合、スライド受金Sにセットして使用します。 |
| 受金 L | リヤフレームを支持してリフトアップする場合、ロング受金、スライド受金Lにセットして使用します。 |

車 止 め

リフトアップ後の車の移動を防ぐためのものです。
リフトアップ後、車輪の前後にセットしてください。



⚠ 警告

* リフトアップ後は、車輪の前後に車止めを必ず使用してください。

⚠ 注意

* リフトを下降させる時は必ず車止めを外してから下降させてください。

6 作動原理

リフト 10 はエア-油圧によりリフトシリンダーを作動させ、リンクを介して受台を持ち上げます。

● 上昇操作時

エアバルブを開くと、切替バルブの作動によりエア-ポンプおよびポンプシリンダーが往復運動をします。ポンプシリンダーの往復運動によりリフトシリンダーに作動油が送り込まれリフトが上昇します。この時降下止め装置（ツメ）は「IN」の状態となっています。エアバルブを閉じるとエア-ポンプの作動は止まり、リフトシリンダーに送り込まれた作動油はチェックバルブで止められ、シリンダーはその位置で停止します。

● 下降操作時

ローリンググノブを回し下降バルブを開くと、シリンダーに送り込まれた作動油はオイルタンクへ戻り、リフトは下降します。この時ツメ解除レバーを引き、降下止めツメは「OUT」の状態にしておく必要があります。

7 安全装置

| | | |
|--|---------|--|
| | 降下止め装置 | 油の漏れや高圧ホースの破損時にリフトが降下するのを防ぎます。 |
| | リリーフバルブ | リフトの能力を超える車を上昇しようとした時や、リフトが最上昇位置まで上昇した時に油圧を逃がし、リフトの破損、事故を防ぎます。 |

8 始業点検

リフトを使う日常作業を安全なものとし、車の落下事故および人身事故を防ぐ大変重要な点検です。必ず作業を始める前に実施してください。※「始業点検内容表」参照

なお、異常が発見された場合には直ちにリフトの使用を禁止して確実に修理し、安全を確認した上で使用してください。

修理・部品交換の必要な場合はお買い上げいただいた販売会社までご連絡ください。

<始業点検内容表>

| 点検箇所 | 内容 | 点検方法 |
|------------------|-----------------------------------|--------|
| アタッチメント 受台・受金 | 変形、破損、汚れはないか | 目視・清掃 |
| 本体 | 昇降はスムーズか、異音はないか | 目視・聴取 |
| | リフト本体に外観上、変形、破損はないか | 目視 |
| 車輪 | スムーズに回転するか | 目視・触感 |
| ハンドル部 | ハンドルのロックは確実か | 目視・触感 |
| | ローリングバルブの回転は滑らかか | 目視・触感 |
| 降下止め装置 | 上昇時、降下止め装置（ツメ）が動いている音（カタンカタン）がするか | 目視・聴取 |
| | ツメ解除レバーにより確実にツメは外れるか | 目視・触感 |
| 駆動ユニット | 上昇時、異音はないか | 目視・聴取 |
| | 油漏れ、エアー漏れはないか | 目視・触感 |
| リフトシリンダー | 油漏れはないか | 目視・触感 |
| エアーバルブ エアー回路 | エアー漏れはないか | 聴取・触感 |
| | エアー圧力は適正か（0.6MPa） | 目視 |
| | エアーフィルターに水は溜まっていないか | 目視・水抜き |

9 使用方法

9-1 使用準備

- ① リフト作動に必要なエアは、以下のとおりです。

エア圧力 0.6~1.0MPa

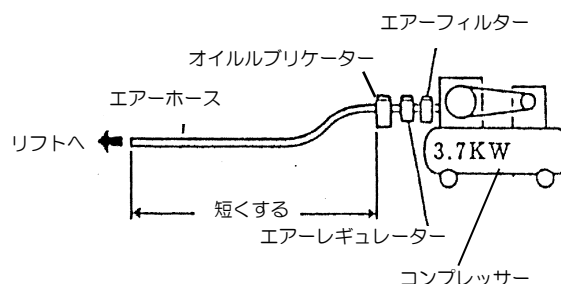
エア消費量 1,520Nℓ (1.0MPa)

- ② コンプレッサーは3.7kW以上のものを準備してください。

- ③ コンプレッサー側の配管出口には、減圧セット（エアフィルター・エアレギュレーター・オイルブリケーター）を設けてください。またコンプレッサーからリフトへのエア配管はできる限り短くしてください。

- ④ リフトは最下降位置まで下降させておきます。少しでもリフトは上昇した状態にあると、リフトを移動させることが困難となります。

- ⑤ リフトアップする車のサイドブレーキは外した状態にしておきます。



⚠ 注意

- * 昇降時、車が前後に移動するため、サイドブレーキは必ず外した状態にしてください。動力源のエアはドライ状態で使用してください。水分を含んだエアを使用すると低温時にポンプユニットが凍結し、上昇不能になるおそれがあります。

減圧セットについて

●エアフィルター

コンプレッサーから送られたエアの中のゴミや水滴を取り除き清浄な空気を供給します。除去されたエアはエアフィルターカップ内に溜まりますので、水抜き作業が必要になります。

⚠ 注意

- * エアフィルターの水抜き作業は毎日必ず行ってください。水が溜まると故障の原因となります。

●エアレギュレーター

コンプレッサーから送られてくるエアを減圧します。エア圧力は0.6~1.0MPaとなるよう設定してください。

⚠ 注意

- * エアレギュレーターの設定圧は0.6~1.0MPaとなるよう設定してください。規定圧以下ですと、リフトの作動不良、破損の原因となる場合があります。

●オイルブリケーター

エア回路内に作動油を送り、各装置の錆を防いで性能を維持します。リフト上昇操作1回につき、1滴落ちるように調整してください。

9-2 リフティングポイントの選定

① リフティングポイントに応じたアタッチメント、受台、受金を選定します。

| リフティングポイント | 使用受台、受金 | 使用方法 |
|------------|-----------------------------------|------|
| フロントフレーム | フレーム受台 スライド受金S 受木Sまたは受木L | |
| フロントアクスル | アクスル受木 (オプション フロント受木) | |
| リアフレーム | フレーム受台 ロング受金または スライド受金L、受金L | |

⚠ 警告

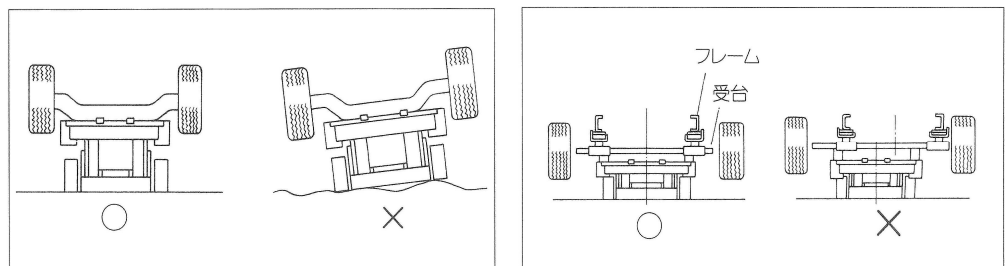
- * リフティングポイントに応じたアタッチメント・受台・受金を使用すること。リフティングポイントに対して、不適正なアタッチメント・受台・受金を用いると車が落下するおそれがあります。

② リフトをリフティングポイントにセットします。

⚠ 警告

- * リフトは平坦でかつ強固な床面で使用すること。
リフトの安定性を欠き、車が落下することがあります。
- * 偏荷重での使用厳禁
昇降中または作業中の振動や部品の脱着で車の落下の危険性があります。

平坦でかつ強固な床面を選び、リフト中心と車の中心が一致するようにリフトをリフティングポイントにセットします。

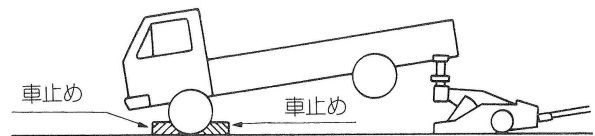


9-3 上昇操作

⚠ 注意

- * わき見をしながらの操作はしないでください。重大な事故につながります。
- * リフトの最大能力は 10,000kg です。これを超える車をのせないでください。リフトの破損につながります。

- ① エアバルブのレバーを押して本体にエアーを供給すると受台は上昇します。
- ② 受台を上昇させ、受台がリフティングポイントにあたった時点で一旦停止させ、正しくリフティングポイントにセットされていることを確認してください。もし合ってなかったら調整してください。
- ③ 正しく受台がセットされていたらタイヤがわずかに床を離れるまで車を上昇させます。
- ④ 受台が確実にかかっていること、車が左右方向で水平であることを確認してから、今度は希望の高さまで再度車を上昇させます。
- ⑤ リフトアップ後は、速やかに車輪の前後に車止めを利用してください。



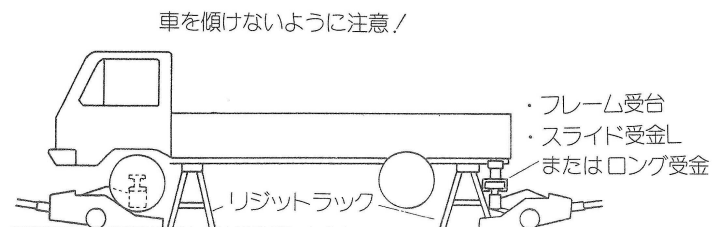
⚠ 注意

- * 降下止め装置が作動する高さまでリフトを上昇させてから作業してください。
降下止め装置が働かず、リフトが傾いたり車が転落する危険性があります。
- * 作業中は車輪の前後に車止めをすること。
車が移動して受台のセットが外れ、車が落下するおそれがあります。

リフト 10 を 2 台使用して車の前後を同時にリフトアップする場合は、フロント側は必ずフロントアクスルを上げ、リヤ側はリヤフレームを上げてください。

昇降時は必ず 2 名で水平を保ちながら車体が傾斜しないように注意して操作してください。

リフトアップ後はリジトラックを用いてください。



9-4 下降操作

警告

- * 操作前、操作中は車の下に人や物がないことを確認してください。重大な事故につながります。

ツメ解除レバーを引き、降下止め装置（ツメ）を解除させます。その状態を保持しながらローリングノブを「OPEN」側（左回し）に回し、しっかりとロックしてください。リフトの下降が完全に停止したことを確認してツメ解除レバーをもとに戻します。

注意

- * 急下降操作をしないでください。リフティングポイントが外れてしまう場合があります。降下止め装置（ツメ）が解除できない場合は、一旦リフトを上昇させてから降下止め装置（ツメ）を解除してください。

9-5 退去

リフトを最下降位置まで下げます。ハンドルを持ちリフトを移動させます。

注意

- * 車を移動させる際には、リフトが確実に退去してあることを確認してください。リフトの退去が完全でない場合、車やリフトの破損につながります。

10 作業終了後の清掃

作業が終了したら、受台やリフトエリア内に付着したオイルやグリスなどをきれいに拭き取ってください。またリフト各部を十分にエアブローして水や泥などを除去してください。

リフト周辺の水分や泥も除去してください。このとき何か異常が発見された場合、直ちに販売会社にご相談ください。また安全のためリフトを最下降位置まで下げてエアホースの接続を外しておいてください。またコンプレッサーのドレン排出をして、リフトへの供給エアを乾燥した清浄なものとするようにしてください。

注意

- * 汚れが付着したままリフトを昇降させると、シリンダー内への異物混入や作動不良などの故障につながります。使用後は必ず汚れを落としてください。

1 1 保守点検

保守点検とは始業点検と共に、安全（車の落下事故および人身事故防止）ならびに、リフトを長くご利用いただくための大切な点検です。

安全にご使用していただくために毎日の始業点検に加え、必ず月に一度の保守点検を実施してください。なお、点検は車をのせないで行ってください。

⚠ 注意

- * 点検の際には、必要に応じて保護具を着用するようにしてください。
- * 点検時は高電圧部分に触れぬよう十分に注意してください。
- * カバー等を外して点検をした後は、必ず元通り全ての取付ねじを使用して復元してください。
- * 異常と思われる箇所が発見された場合は、異常箇所の修復を完全に行うまでリフトの使用を禁止して直ちに販売会社に連絡してください。そのままお使いになるとリフトの破損および重大な事故につながります。また修理にはピシャモン純正部品をご使用ください。

| 点検箇所 | 点検項目 | 参照 |
|----------------|--|----------|
| 降下止め装置 | 降下止め装置（ツメ）が正常に作動するか | 16 ページ A |
| 指定箇所 | 給油 | 16 ページ B |
| 油圧ユニット 油圧回路 | 継手、高圧ホース類のゆるみ、作動油漏れの有無 駆動ユニットからのエア漏れの有無 | |
| エア回路 | 継手、高圧ホース類のゆるみ、作動油漏れの有無 駆動ユニットからのエア漏れの有無 | |
| ボルト・ナット類 | 各部ボルト・ナットにゆるみがないか | |
| 作動油 | 交換 | 16 ページ C |

⚠ 注意

<グリスニップルについて>

グリスガンではグリスが入らない場合があります。
エアもしくは電動のグリス用ルブリケーターをお使いください。

安全に使用していただくために

保守点検に加え、年に一度専門業者による定期点検を実施してください。
定期点検の実施についてはお買い上げいただいた販売会社へご依頼ください。

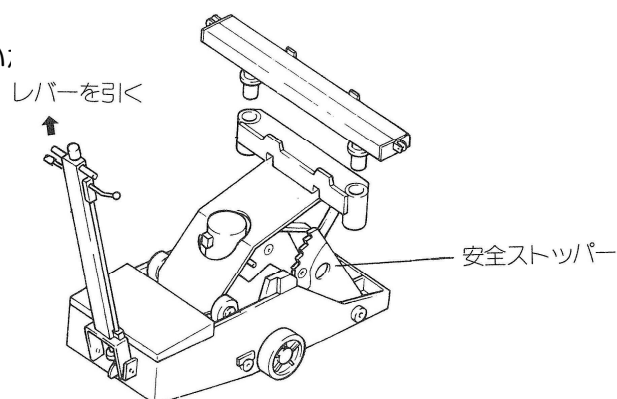
1ヶ月毎

A. 降下止め装置の作動チェック

上昇時降下止め装置（ツメ）が確実に作動しながら上昇するか。

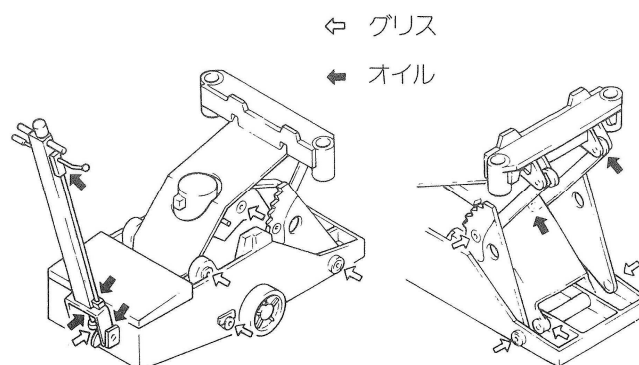
ツメ解除レバーにより確実にツメは外れるか。

降下止め装置（ツメ）、降下止めラックに変形はない;



B. 給油

右図指定箇所に給油してください。



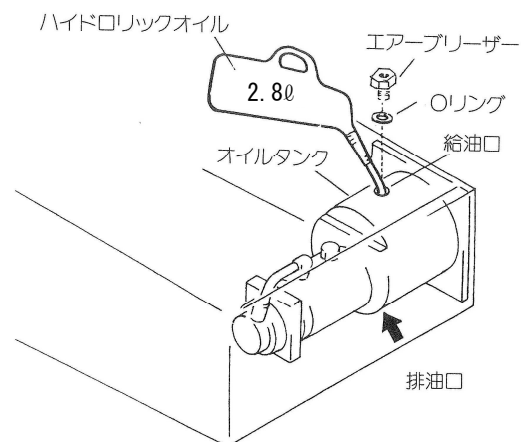
6ヶ月毎

C. 作動油交換

作動油交換はリフト最下降位置で実施します。

1. オイルタンク下部排油口から作動油を抜きます。
2. オイルタンク上部給油口より作動油を入れます。
給油量は 2.8L で油面がオイルタンク上面より 20~25mm の間にあれば適量です。

粘度区分 ISO VG32 耐摩耗性油圧作動油

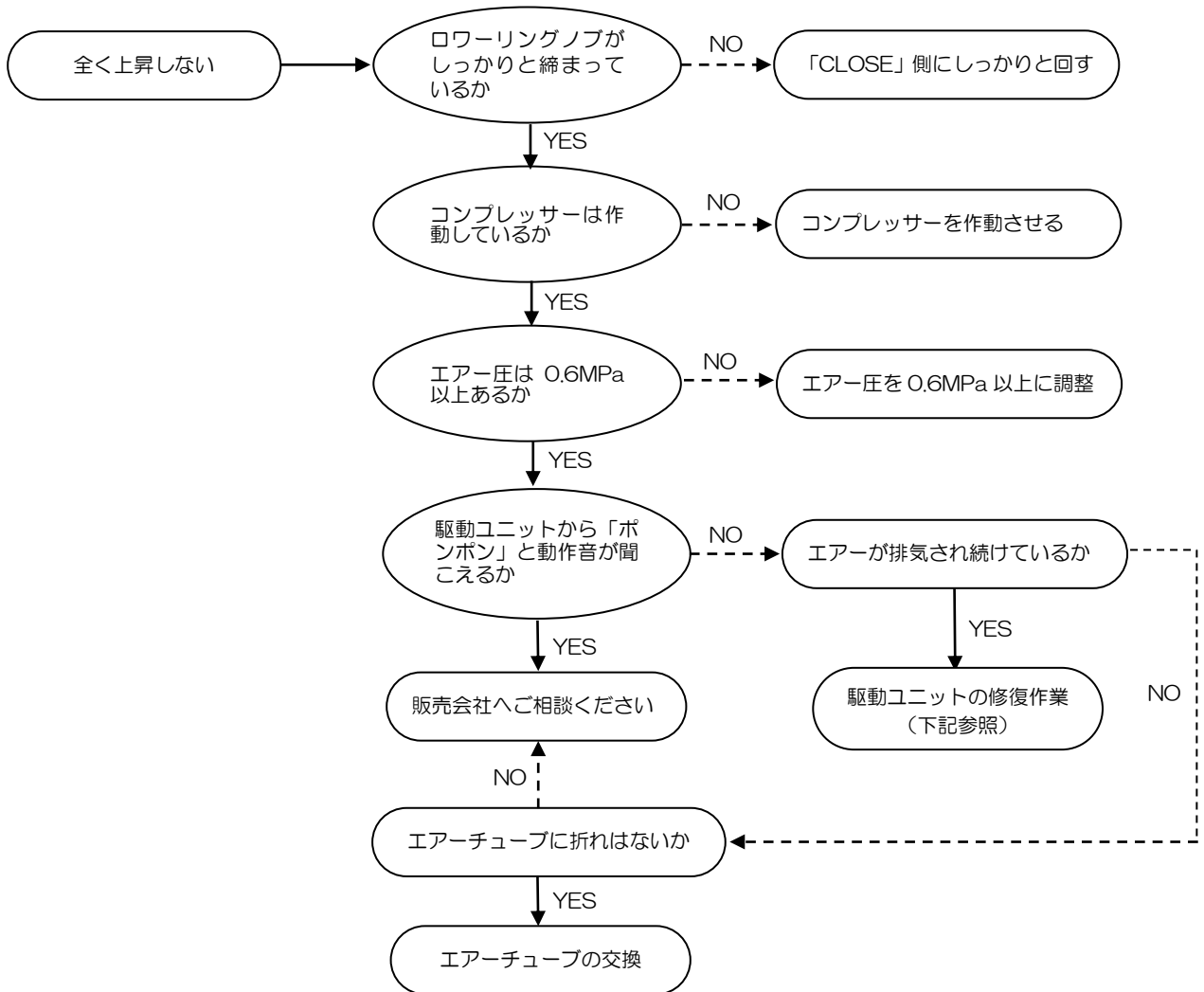


12 故障と処理

故障かなと思われる前にもう一度確認してください。

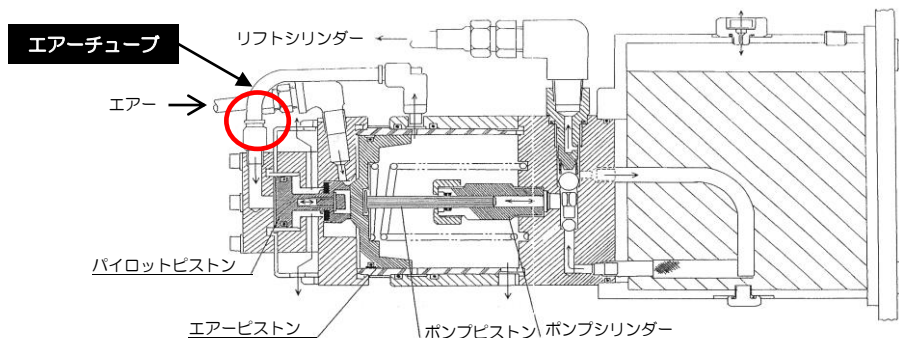
異常が生じた時はこの取扱説明書をよくお読みください。また、下記の点検をした上で、それでも不具合が生じる場合はお買い上げいただいた販売会社へ相談してください。

① 全く上昇しない

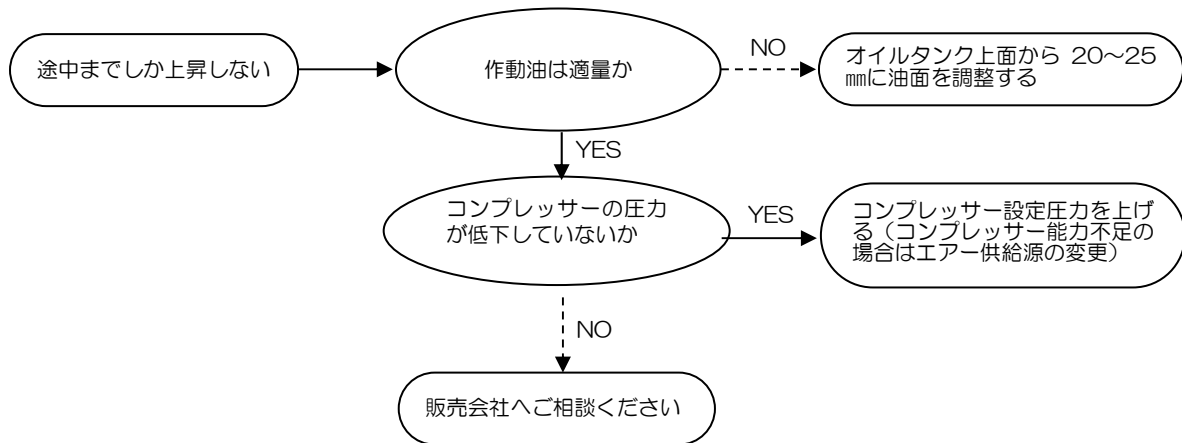


【駆動ユニット修復作業】

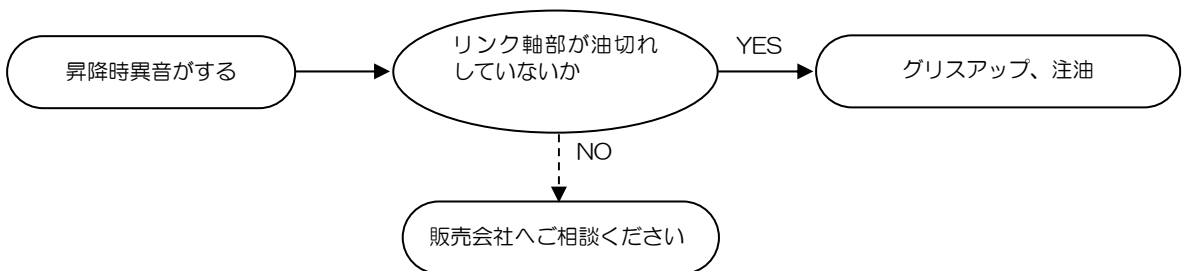
駆動ユニットのエアピストンが運搬時の振動等により途中で停止すると、エアが排気され続け、動作しなくなります。このような場合、下図のエアチューブを外してエアガン等でエアを入れてください。



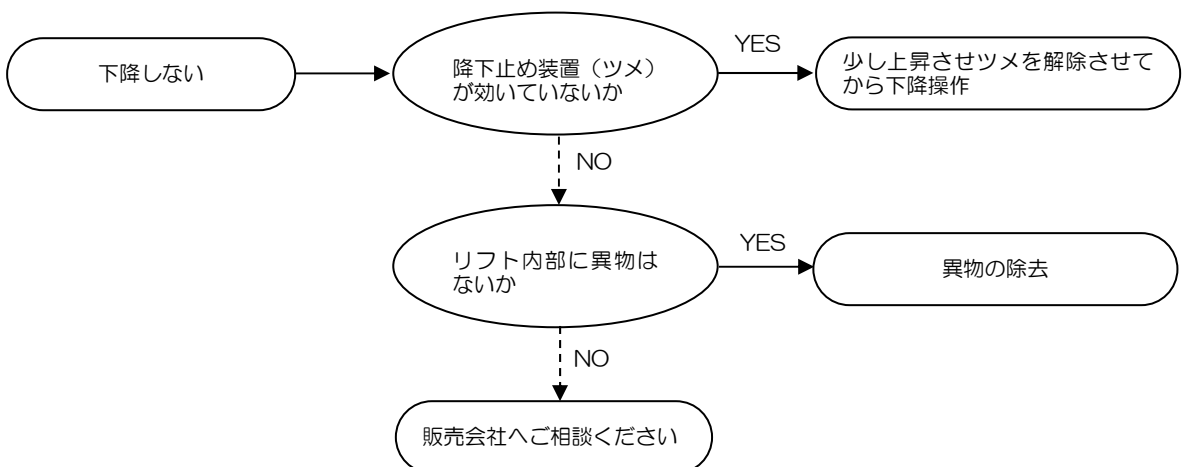
② 途中までしか上昇しない



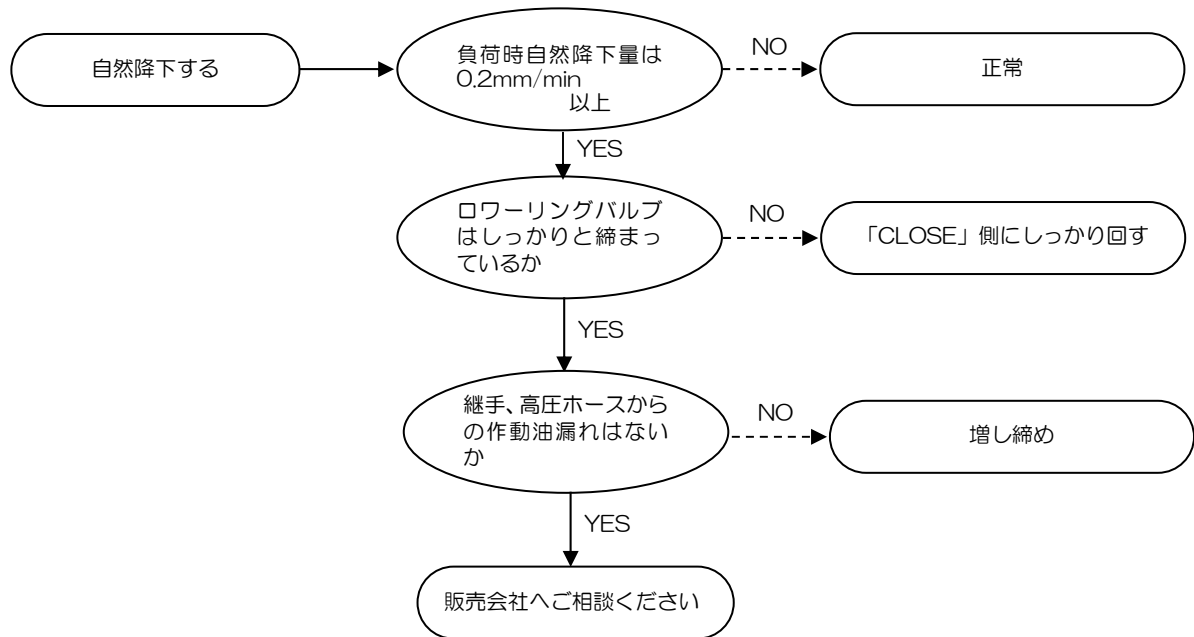
③ 昇降時異音がする



④ 下降しない

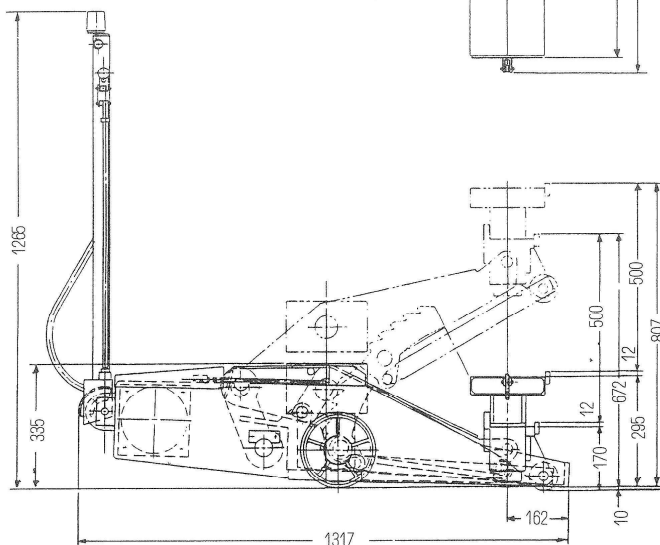
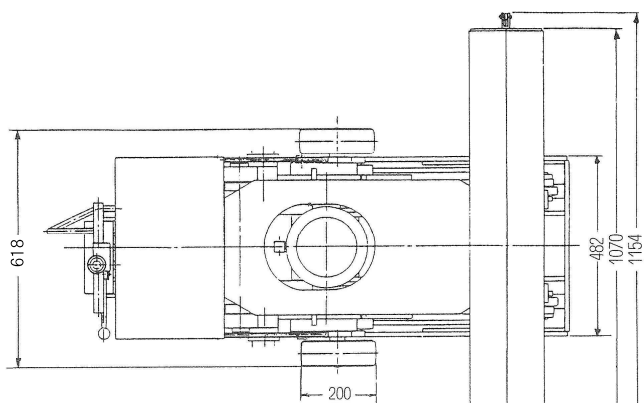


⑤ 自然降下する

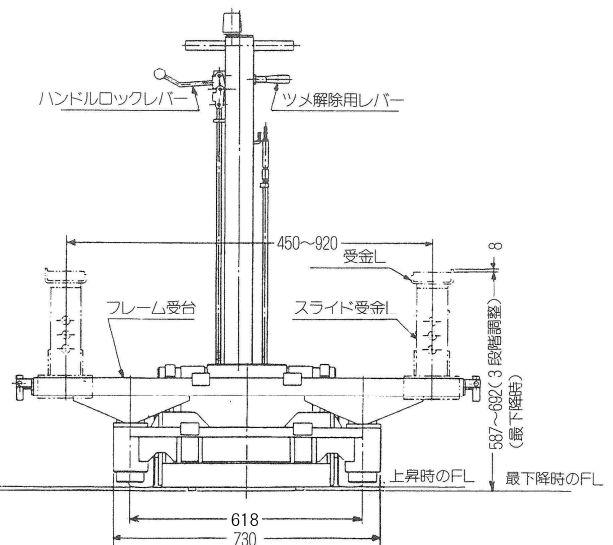


13 仕様

本仕様等は予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承願います。
※改造品の場合は仕様が異なる場合がありますので、別紙改造仕様図をご参照ください。

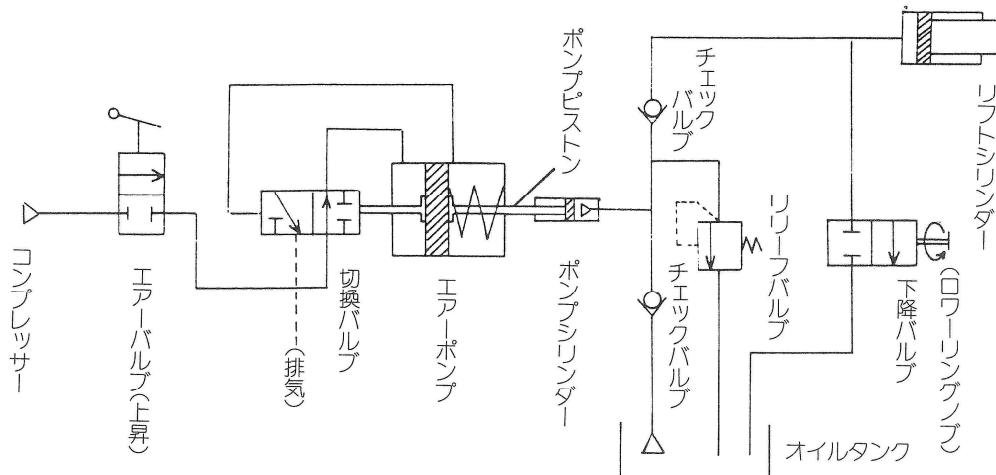


| 仕様 | | |
|--------|------------|-------|
| 型式 | FJ100 | |
| 能力 | 10,000kg | |
| 揚程 | 500mm | |
| 作動エア圧力 | 0.6~1.0MPa | |
| エア消費量 | 1,520Nℓ | |
| 自重 | 本体のみ | 410kg |
| | 受台・受金 | 100kg |



14 エアー・油圧回路図

※改造の場合は回路図が異なることがありますので、別紙回路図をご参照ください。



15 設置（据付）および移設について

本製品の設置（据付）および移設は、お買い上げの販売会社へ依頼してください。
移設の場合は販売会社による点検を実施してください。

16 廃棄について

本製品の廃棄については、鉄鋼材・非鉄材・樹脂材・作動油に分別してください。
特に作動油の処理方法は、法令で義務付けられています。法令に従い適正に処理してください。
ご不明な場合は販売会社へ相談のうえ処理してください。

17 商品保証規定

無償修理規定

取扱説明書、本体注意シール等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内（納入後 1 年以内）に故障した場合は、弊社の責任において無償にて欠陥部品の手直し、修理、取り替え、交換部品の送付をいたします。ただし、二次的に発生する損失の保証および、次の場合に該当する故障は保証いたしておりません。

- (1) 使用上の誤り、保守点検、保管等の義務を怠ったために発生した故障および損傷。
- (2) 商品の作動機構に悪影響を及ぼす変更（改造）を加え、それが原因で発生した故障および損傷。
- (3) 消耗品が損傷し取り替えを要する場合。
- (4) 火災、地震、風水害、その他天災地変等、外部に要因がある故障および損傷。
- (5) 指定された純正部品を使用されなかったことに起因する場合。
- (6) 日本国外で使用される場合。
- (7) 保証請求手続きが不備の場合。（例：型式および機体番号の連絡がない場合 etc.）
- (8) 設置に原因がある故障および損傷。
- (9) 弊社販売会社および弊社以外で行われた修理。
- (10) 酷使・過失または事故によって生じたと認められる故障。

なお、本製品およびその付属品に使用されているゴム部品等のあらゆる自然消耗する部品、ならびに消耗品については保証の適用は除外させていただきます。

**本製品は、塗装に関する保証はいたしておりません。
錆が発生した場合には修正塗装を実施してください。**

保証請求方法

上記規定に基づき本製品の保証請求を行う場合は、お買い上げいただいた販売会社までご連絡ください。販売会社において必要な手続きを実施いたします。

なお、保証の可否は勝手ながら弊社において判断させていただきますのでご了承ください。

18 アフターサービスについて

| | |
|--------------|---|
| 調子が悪い時 | まずこの取扱説明書をもう一度ご覧になってお調べください。 |
| それでも調子が悪い時 | 無償修理規定に従い修理いたしますので、お買い上げいただいた販売会社へ修理を依頼してください。 |
| 保証期間内の修理について | 保証期間は納入後1年以内です。 無償修理規定の記載内容に基づいて修理いたします。 |
| 保証期間後の修理について | お買い上げいただいた販売会社へご相談ください。修理によって機能が維持できる場合は、お客様のご要望により有料修理させていただきます。 |
| 補修用性能部品の保有期間 | 本製品の補修用性能部品の最低保有期間は製造打切り後20年間です。 (性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です) |

アフターサービスについての詳細、その他ご不明な点は、お買い上げいただいた販売会社へお問い合わせください。お問い合わせいただく際には、次のことをお知らせください。

型式・機体番号・購入年月日・故障状況（できるだけ詳しく）

上記事項を下表に記録しておくこと、お問い合わせの際に便利です。

| | | |
|-------------|-----------|------|
| 型 式 | | |
| 機 体 番 号 | No. | |
| 購 入 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 購 入 店 名 | 社名： | 担当者： |
| | 住所： | 電話： |
| 設 置 業 者 | 社名： | 担当者： |
| | 住所： | 電話： |
| 故 障 日 ・ 状 況 | 年 月 日 状況： | |
| | | |

保証書


出張修理

Bishamon[®]

| | |
|--------|---------------|
| 品名 | 様 |
| 型式 | |
| 機番 | |
| お客様 | |
| ご住所 〒 | |
| 電話 | |
| 保証期間 | 1年（お買い上げの日から） |
| お買い上げ日 | 年 月 日 |

1. 無償修理規定の記載内容に基づいて修理させていただきます。
2. 保証を受けられる際には保証書をご提示ください。なお、保証期間中でも有料になることがありますので無償修理規定をよくお読みください。
3. 修理のために取り外した部品は、特段のお申し出がなければ弊社で引き取らせていただきます。
4. 保証書は再発行しませんので、紛失されないよう大切に保管してください。
5. 保証書は日本国内においてのみ有効です。

| |
|------|
| 販売店名 |
| 住所 〒 |
| 電話 |

 愛知県高浜市本郷町4-3-21
☎(0566)53-1126

●この保証書は本書に提示した期間、条件のもとにおいて無償修理を行うことをお約束するものです。従ってこの保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。保証期間経過後の修理についてご不明な場合は、お買い上げの販売店または弊社サービス窓口にお問い合わせください。



販売会社、または施工業者の方への**お願い**
この取扱説明書は、必ずお客様にお渡ししてください。



<http://bishamon.co.jp> E-mail: sales@bishamon.co.jp

〒444-1394 本社 愛知県高浜市本郷町4丁目3番地21 tel.0566-53-1126 fax.0566-53-1844

〒146-0083 東京 東京都大田区千鳥2丁目2番12号 tel.03-3759-9722 fax.03-3759-9723

〒537-0002 大阪 大阪府大阪市東成区深江南2丁目3番22号 tel.06-6747-7617 fax.06-6747-7618

その他営業拠点 仙台・前橋・広島・坂出・福岡

OM-FJ100 2401@9507-S